

## 船員組合員療養補償証明書

本人	組合員等 記号・番号	(記号)	(番号)	(枝番)	
	氏名		生年月日	年 月 日	
	組合員資格 取得年月日	年 月 日			
乗船船舶	船舶名		総トン数	トン	
傷病・事故 発生の日時 及び場所	日時	午前 年 月 日 時 分ごろ 午後			
	場所				
	1 疾病      2 負傷	部 位			
船員法 第89条第2項 該当	下船の 場所 及び 年月日	下船港			
		下船年月日	年 月 日	下船後 3月満了日	年 月 日
上記のとおり相違ないことを証明します。					
年 月 日					
所在地					
船舶所有者					
名 称					
住 所					
船 長					
氏 名					

〔船員法第89条第2項〕

(2024.12)

船員が雇入契約存続中職務外で負傷し、又は疾病にかかったときは、船舶所有者は、三箇月の範囲内において、その費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を負担しなければならない。但し、その負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあったときは、この限りでない。